

# 水産関係公共工事等発注者支援 機関認定に係る募集要項

「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（平成17年4月1日施行、令和元年6月14日改正法施行）では、「発注者は、その発注に係る公共工事等が専門的な知識又は技術を必要とすることその他の理由により自ら発注関係事務を適切に実施することが困難であると認めるときは、国、地方公共団体その他法令又は契約により発注関係事務の全部又は一部を行うことができる者の能力を活用するよう努めなければならない。」と規定されています。

併せて、漁港管理者の市町村における技術系職員不足への対応は喫緊の課題であり、事業における入札契約、工事、維持管理等の業務を支援する必要性が生じています。

このため、水産関係公共工事等（水産関係公共工事等とは、水産基盤整備事業、農山漁村地域整備交付金、漁港海岸事業及び水産関係施設の災害復旧事業に係る公共工事及び公共工事に関する調査等）発注者支援機関認定協議会※別紙参照（以下「協議会」という。）では、水産関係公共工事等における発注関係事務を適切かつ公正に行うために、「水産関係公共工事等発注者支援機関」（以下「支援機関」という。）を認定する制度を創設しました。

本制度は、発注関係事務を公正かつ適正に実施することができる者を適切な評価を行った上で認定するものであり、認定された機関が、発注者からの要請に基づき発注関係事務を適正に支援することにより、発注者の責務を果たすことを目的としています。

本協議会では、この支援機関の公募を本要項に基づき実施します。

令和2年5月

水産関係公共工事等発注者支援機関認定協議会事務局

※本件に申し込まれる際は、要項を最後までよく読んでください。

## 【問い合わせ先】

水産庁 漁港漁場整備部 整備課 施工積算班 課長補佐 的野、係長 本城谷  
〒100-8907 東京千代田区霞が関1-2-1 合同庁舎第1号館8階  
TEL:03-3502-8494（直通）、 FAX:03-3502-2668

## 【水産関係公共工事等発注者支援機関認定制度要項】

◆水産関係公共工事等発注者支援機関認定制度要項については、下記のホームページで公開しています。

水産庁ホームページ 「水産関係公共工事等発注者支援機関認定制度要項」  
URL：<http://www.jfa.maff.go.jp/j/gyosei/supply/sonota/index.html>

「水産関係公共工事等発注者支援機関認定」の申請から認定まで	1
1. 水産関係公共工事等発注者支援機関認定要件	2
2. 支援する業務内容	2
3. 支援技術者の要件	3
4. 認定後の支援機関の遵守義務	3
5. 認定の取り消し	3
6. 申請書の受付期間	3
7. 申請に必要な書類	3
8. 申請書の送付先	3
9. 認定証の交付	4
10. 水産関係公共工事等発注者支援機関認定の有効期限	4
個人情報の取扱いについて	5
水産関係公共工事等発注者支援機関認定申請書	6
発注関係事務の受注実績確認書（別紙1）	7
支援技術者の一覧表	8
支援技術者の業務経歴書	9
参考資料	10

## 「水産関係公共工事等発注者支援機関認定」の申請から認定まで

### 【1. 提出書類の送付】

この要項をよく読んで、下記の書類を作成して、水産関係公共工事等発注者支援機関認定協議会事務局の水産庁漁港漁場整備部整備課施工積算班あてに郵送（配達記録）にてお申し込み下さい。

「支援機関認定申請書」、「発注関係事務の受注実績確認書」「支援技術者の一覧表」、「支援技術者の業務経歴書（有資格の合格証のコピーを含む）」を一括して送付してください。

※提出書類は、ホームページに掲載された受験申請書等を使用して下さい。

### 【2. 提出書類の審査】

提出された書類の審査は、「水産関係公共工事等発注者支援機関認定協議会」（別紙参照）が行います。

### 【3. 認 定】

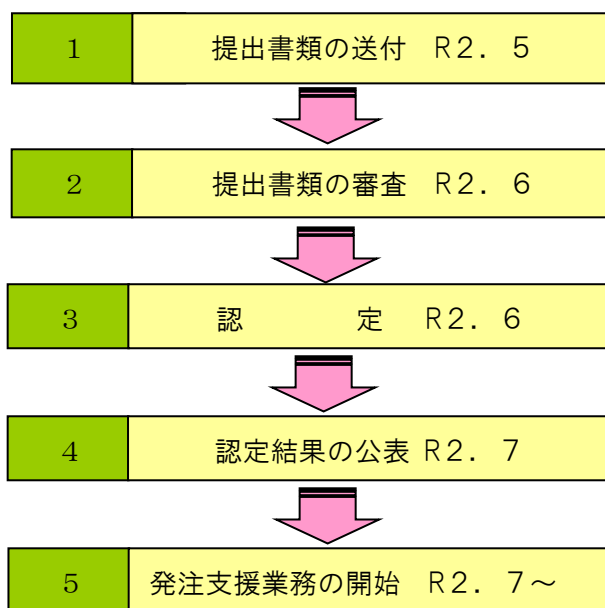
書類審査にて要件が満たされていると判定された機関には、水産関係公共工事等発注者支援機関認定協議会から認定証を交付します。

### 【4. 認定結果の公表】

認定を受けた機関については、水産庁のホームページ等において公表します。

### 【5. 発注者支援業務の受託】

発注者の要請に基づき、水産関係公共工事等に係る発注関係事務の支援を行います。



## 1. 水産関係公共工事等発注者支援機関認定要件

### (1) 支援機関の資格

支援機関の資格は、水産関係工事等発注者支援機関認定協議会（以下、協議会という。）が評価することにより付与されるものとする。

なお、支援機関の資格の付与に当たっては、応募のあった機関の2. 適用業務の「2. 支援する業務内容」の区分の発注関係事務に関する実施能力を審査し、認定を付与する。

### (2) 認定要件

水産関係公共工事等発注者支援機関は、以下の（イ）、（ロ）、（ハ）、（ニ）、（ホ）の要件を全て備えたものとする。

- （イ）公平性、中立性が担保されること。
- （ロ）法令の遵守及び高度な守秘義務が担保されること。
- （ハ）水産関係公共工事等の特性及び関係する法令・基準・事業制度等に精通していること。
- （ニ）発注関係事務の遂行に必要となる3. に規定する支援技術者（支援機関に所属する技術者）が常時確保されていること。
- （ホ）水産関係公共工事等に関する発注関係事務について、全国的に豊富な受注実績を有していること。

## 2. 支援する業務内容

発注者（国又は都道府県、市町村等の補助事業者）が支援機関に委託することができる発注関係事務は、下表のとおり区分しています。

業務区分	業務内容
①設計・積算補助	・設計図書（仕様書、図面等）の作成補助 ・積算書（積算、積算参考資料）の作成補助
②技術審査補助	・入札に関する技術的（総合評価方式等）資料及び参考資料等の作成補助 ・技術的資料の審査業務補助
③監督補助	・工事の監督補助 ・施工段階確認補助 ・施工状況及び体制の評価補助
④検査補助	・中間及び完成時の検査補助 ・施工者及び担当技術者の評価補助

### 3. 支援技術者の要件

次の要件をすべて備えている必要があります。

#### (1) 資格及び認定の要件

以下の(イ)、(ロ)、(ハ)のいずれかの要件及び(二)の要件を満たしていること。

(イ) 技術士(水産部門-水産土木)を有していること。

(ロ) RCCM(水産土木部門)を有していること。

(ハ) 公共工事品質確保技術者又は1級土木施工管理技士のいずれかの資格を有し、かつ、水産工学技士(水産土木部門)を有していること。

(二) 水産関係公共工事等の発注者支援の立場として5年以上の技術的実務経験を有していること。

#### (2) 技術研鑽の要件

水産関係公共工事等に関係する学会、継続教育機構等(9ページ参考資料を参照)に加入し、技術の研鑽に努めていること。

### 4. 認定後の支援機関の遵守義務

支援機関は、2. 適用業務のうち①又は②に関する発注関係事務の委託を受ける場合は、当該事務に関わる一切の工事又は業務への会計法第二十九条の三第一項又は第三項の規定による競争を行わないこととする。

### 5. 認定の取り消し

支援機関が以下のいずれかの要件に該当することになった場合、協議会は認定を取り消すものとする。認定の取り消しは、理由も付して通知する。

(イ) 1.(2) 認定要件を満たされなくなった場合。

(ロ) 4. の遵守義務を違反した場合。

(ハ) 当該認定に関する申請内容に虚偽があった場合

(二) その他、本協議会が、認定の付与に対してふさわしくないと判断した場合

### 6. 申請書の受付期間

※新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の継続状況によっては、受付期間の日程を延期して受付を行う場合がある。

令和2年5月15日 ~ 令和2年6月15日(当日消印有効)

### 7. 申請に必要な書類

(1) 水産関係公共事業等発注者支援機関認定申請書

(2) 発注関係事務等の受注実績確認書(別紙1)

(3) 支援技術者の業務経歴書(3.(1)に該当する支援技術者:有資格の合格証の

コピー添付を含む)

## 8. 申請書の送付先

- (1) A4版の封筒に {「機関認定申請書」 在中} と朱書きして、申請機関の住所、機関名を記入してください
- (2) 上記封筒に必要な申請書類を入れて、下記事務局宛に配達記録郵便で郵送してください。

受験申請書の送付先

水産庁 漁港漁場整備部 整備課 施工積算班 課長補佐 的野  
係長 本城谷

〒100-8907 東京千代田区霞が関 1-2-1 合同庁舎第1号館8階

TEL:03-3502-8494 (直通)、 FAX:03-3502-2668

## 9. 認定証の交付

提出された書類を協議会において審査し、要件の全てを満たしている機関には、協議会より認定証を交付します。

## 10. 水産関係公共工事等発注者支援機関認定の有効期間

認定の有効期間は、認定日の翌日より5年後の年度末までとする。なお、再申請については、有効期限以前に認定の手続きを行うものとする。

## 個人情報の取扱いについて

1. 水産関係公共工事等発注者支援機関認定協議会は、申請者のプライバシーを尊重します。
2. 水産関係公共工事等発注者支援機関認定協議会は、申請の際に必要な事項として氏名、生年月日、住所等の機関及び個人情報を収集します。これらの情報は、水産関係公共工事等発注者支援機関認定制度の円滑な遂行のために利用するもので、これ以外の目的では利用しません。
3. 申請の際にご提供頂いた申請書の内容を外部に意図的に公開したり、提供したりすることはありません。
4. 外部から個人情報の公開提供の依頼があっても、水産関係公共工事等発注者支援機関認定協議会はその要請を拒否し、申請者のプライバシー保護を遵守します。
5. 申請者情報及びそれに付随する情報を確実に管理し、データの流出を防止します。

## 水産関係公共工事等発注者支援機関認定申請書

申請年月日	令和 年 月 日
<p>・発注関係事務において、公平性、中立性が確保されるよう努めることと、法令の遵守及び高度な守秘義務を誓約します。</p> <p>・並びに添付書類の内容について事実と相違ないことを誓約します。</p>	
機 関 名	印
現住所	〒           —  電話番号（        ）—（        ）—（        ） F a x   （        ）—（        ）—（        ）
添付書類	<p>1. 会社概要等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定款等の写し（役員名簿も含む）</li> <li>・業務概要</li> </ul> <p style="padding-left: 40px;">※ パンフレット等を含む</p> <p>2. 受注実績確認書（別紙1）</p> <p>3. その他（要件を満たしていることが解る資料）</p> <p style="padding-left: 20px;">例（公共性、中立性や守秘義務が示された社内規則等）</p> <p style="padding-left: 20px;">（※各資料とも様式は自由です）</p>



## 発注関係事務等の受注実績確認書

○適用業務①から④の区分のうち発注関係事務に関して、1. 該当する案件数の総数を記載するとともに、2. 【全国的に豊富な受注実績を有することの審査基準】を充足することが分かる受注実績について、下表に必要事項を記載して下さい。

**【全国的に豊富な受注実績を有することの審査基準】**

○以下の①～③のいずれかの要件及び④の要件に合致した場合、全国的な実績と判断

◆「全国的に」を満たす受注実績の要件（ブロック構成は※1を参照）

- ①15 都道府県以上の受注実績
- ②10 都道府県以上かつ2ブロック以上の受注実績
- ③5 都道府県以上かつ3ブロック以上の受注実績

◆「豊富な」を満たす受注実績の要件

- ④1 者あたり 15 件以上の受注実績を有していること。

**【記載事項】**

1. 該当する案件数の総数：( ) 件
2. 【全国的に豊富な受注実績を有することの審査基準】を充足することが分かる受注実績

発注者	発注者所在の都道府県	受注年度	業務名	業務内容（※2）	
				業務区分（※3）	評価対象事務の内容

※1：ブロック構成は下記とします。

- ①北海道・東北：北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
- ②関東・東海：茨城県、千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、愛知県、三重県
- ③日本会：新潟県、富山県、石川県、福井県、滋賀県、京都府、鳥取県、島根県
- ④瀬戸内海・四国：和歌山県、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県、山口県、香川県、愛媛県、徳島県、高知県
- ⑤九州・沖縄：福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

※2：業務内容を確認できるもの（業務成果の一部、テクリスの写し等）及び業務検査結果等で適正な履行を証明・確認できる資料を添付願います。

※3：業務区分欄には、次に該当する番号（①～④）を全て記入願います。ただし、水産関係公共事業等で受注したものに限りません。

業務区分欄：①設計・積算補助、②技術審査補助、③監督補助、④検査補助

## 支援技術者の業務経歴書

- ・ 支援技術者の業務経歴を記入してください。
- ・ 業務経歴及び業務経歴に虚偽の記載が判明した場合は、支援技術者の認定を取り消すものとします。
- ・ 用紙1枚で足りない場合は用紙をコピーしてください。

令和○年○月○日現在

フリガナ				生年月日・年齢
氏名				大・昭・平 年 月 日 ( 歳)
所属部課名				現職の 役職名
有資格名				合格番号
※合格証（又は、登録証）のコピーを添えてください。				
業務経歴期間	昭和 年 月 日 ~平成 年 月 日まで ( 年 月)			
業務経歴の概要				
担当した具体的 業務内容及び経 験年数、業務区 分(①~④)	1	(業務内容) ----- (経歴年数)	(業務区分) ※1	
	2	----- -----		
	3	----- -----		
	4	----- -----		
	5	----- -----		
	6	----- -----		
加入学会、継続教育機構名、会員 NO、加入年、取得単位情報 (※2)	学会、継続教育機構名 ( ) 会員NO ( ) 加入年 ( ) 取得単位 ( )			

※1 業務区分欄には、次に該当する番号(①~④)を記入願います。

業務区分欄：①設計・積算補助、②技術審査補助、③監督補助、④検査補助

※2 学会、継続教育機構及び推奨単位については、次ページの「参考資料」を確認願います。

## 【学会、継続教育機構及び必要単位に関する審査基準】

- ・ 支援技術者の「技術の研鑽」要件として、下表に示す学会、継続教育機構への加入状況や、単位取得状況を確認するものとします。  
 ※下表は、主な団体名及び必要単位を示したものであり、これら以外で技術研鑽を示す事が可能な団体への加入状況及び単位取得状況を示すこともできます。
- ・ 単位取得を証明する認定証等の写しを提出願います。

加入団体名	必要単位	
(一社)全国土木施工管理技士会連合会		標準
	1年間で	20ユニット
	2年間で	40ユニット
	3年間で	60ユニット
	4年間で	80ユニット
5年間で	100ユニット	
(公社)土木学会	1年間で、50単位	
(公社)日本技術士会	3年間で、150CPD時間（年平均50CPD時間）	
(一社)建設コンサルタンツ協会	1年間で、50単位	
(公社)地盤工学会	1年間で、50ポイント	